

茨城県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

1 基本方針の趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条に基づき、茨城県における効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

項目	現在 (令和 4 年度)	目標 (令和 12 年度) ※
耕地面積 (①)	160,700ha (R4 耕地面積)	150,300ha (R12 耕地面積)
うち担い手が利用する面積(②)	64,064ha (R4 集積面積)	99,200ha (R12 集積面積)
担い手への集積率 (②/①)	39.9%	66.0%

※ 茨城県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針で掲げる目標に則して設定

3 農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理事業が貸付けを行っている担い手の利用する農地の分散錯圃の状況を把握し、この解消を図ることにより、連坦化・団地化を図る。

4 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

(1) 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密として最大限に活用する。

この際、荒廃農地の発生防止・解消が図られるよう十分配慮する。

(2) 各市町村が策定する地域計画と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

5 農地中間管理事業の実施方針

(1) 農地中間管理機構は、市町村等に農用地利用集積等促進計画の案の作成を求め、これを基本とする。

(2) 市町村公社、農業協同組合、土地改良区等については、その能力・実績等からみて、受託された業務を適切に行えると認められる場合に委託することができるものとする。

6 農地中間管理事業に関する啓発普及

県や市町村などで実施する説明会、農業者等による地域計画における協議の場での話し合い等において、担い手への集積・集約化の機運醸成を図るとともに、農地中間管理機構の活用等について、周知徹底を図る。

7 関係機関・団体の連携及び協力

県、農地中間管理機構、市町村（農業委員会を含む）、農業関係団体、株式会社日本政策金融公庫等が、密接な連携・協力の下に、農地中間管理事業の推進を図る。

8 基本方針の見直し

本基本方針については、情勢の変化や事業の進捗を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。